

令和 2 年

綾瀬市議会 9 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
5 9	令和元年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
6 0	令和元年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
6 1	令和元年度綾瀬市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
6 2	令和元年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
6 3	令和元年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
6 4	令和元年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
6 5	綾瀬市市税条例の一部を改正する条例	1
6 6	動産の取得について（令和2年度災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型））	2
6 7	市道路線の廃止について（R319）	3
6 8	市道路線の廃止について（R325-3）	4
6 9	市道路線の廃止について（R472）	5
7 0	市道路線の認定について（R319-1）	6
7 1	市道路線の認定について（R319-2）	7
7 2	市道路線の認定について（R325-4）	8
7 3	市道路線の認定について（R332-1）	9
7 4	市道路線の認定について（R471-2）	10
7 5	市道路線の認定について（R472-1）	11
7 6	市道路線の認定について（R2-4）	12
7 7	綾瀬市総合計画2030基本構想について	別 冊
7 8	専決処分の承認について（令和2年度綾瀬市一般会計補正予算（第5号））	別 冊
7 9	専決処分の承認について（令和2年度綾瀬市一般会計補正予算（第6号））	別 冊
8 0	令和2年度綾瀬市一般会計補正予算（第7号）	別 冊
8 1	令和2年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊
8 2	令和2年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	別 冊

報 告

6	令和元年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について	13
7	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について	15

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

第27条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第27条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第55条第1項第2号中「第27条」の次に「、第27条の3」を加え、同項第4号中「当該各項に規定する時又は日までに」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第13条第1項の表第1号オの改正規定は令和4年4月1日から、第55条第1項第4号の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第27条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、地方税法（昭和25年法律第226号）第384条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 令和2年度災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）
- 2 契約金額 48,950,000円
- 3 契約の相手方 東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司
- 4 契約の方法 一般競争入札
令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

令和2年度災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 319号線	小園字下原 838番5地先	早川字市兵衛谷 2980番地先	1038.7	32.0 ～5.5	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 325-3号線	小園字下原 717番6地先	小園字下原 720番3地先	215.6	8.0	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 472号線	早川字上原 2605番5地先	早川字上原 2605番46地先	427.0	8.2 ～5.0	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 319-1号線	小園字下原 825番1地先	小園字下原 766番12地先	296.5	11.2 ～6.3	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い一旦廃止した道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 319-2号線	小園字下原 698番7地先	早川字市兵衛谷 3026番4地先	670.5	32.0 ～5.5	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い一旦廃止した道路用地のうち、事業の区域外の道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 325-4号線	小園字下原 720番5地先	小園字下原 717番6地先	450.2	30.5 ～8.0	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い整備した道路用地と一旦廃止した既存道路を一路線として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 332-1号線	小園字下原 765番13地先	小園字下原 834番3地先	185.8	10.2 ～3.5	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い整備した道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 471-2号線	小園字下原 717番1地先	小園字下原 720番7地先	285.6	9.1 ～4.5	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い整備した道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 472-1号線	早川字上原 2696番1地先	早川字上原 2605番49地先	192.3	8.2 ～5.0	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬スマートインターチェンジ新設事業に伴い一旦廃止した道路用地のうち、事業の区域外の道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 2-4号線	寺尾釜田三丁目 607番1地先	寺尾釜田三丁目 605番3地先	40.1	4.6 ～4.5	

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

令和元年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について
 地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和元年度綾瀬市一般会計継続費
 令和元年度綾瀬市一般

款	項	事業名	年度
9 消防費	1 消防費	消防本部庁舎建設工事	平成30年度
			令和元年度 計
10 教育費	2 小学校費	落合小学校空調設備機能復旧工事	平成30年度
			令和元年度 計
	3 中学校費	北の台中学校空調設備機能復旧工事	平成30年度
			令和元年度 計
	5 保健体育費	市民スポーツセンター屋外運動場陸上競技場等改修工事	平成29年度
平成30年度 令和元年度 計			

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
185,994,000	126,556,000	30,800,000		28,638,000
1,376,074,800	613,952,385	637,500,000		124,622,415
1,562,068,800	740,508,385	668,300,000		153,260,415
56,290,000	42,239,000	6,300,000		7,751,000
170,962,700	128,842,000	12,800,000		29,320,700
227,252,700	171,081,000	19,100,000		37,071,700
57,990,000	20,125,000	2,000,000		35,865,000
243,378,600	213,232,000	18,100,000		12,046,600
301,368,600	233,357,000	20,100,000		47,911,600
60,000,000	40,000,000			20,000,000
261,179,520	162,707,000			98,472,520
122,635,680	93,169,000	22,000,000		7,466,680
443,815,200	295,876,000	22,000,000		125,939,200

精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

会計継続費精算報告書

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
186,174,000	151,858,000	30,800,000		3,516,000
1,518,332,000	668,180,000	637,500,000		212,652,000
1,704,506,000	820,038,000	668,300,000		216,168,000
56,294,000	41,811,000	11,400,000		3,083,000
229,507,000	183,841,000	37,100,000		8,566,000
285,801,000	225,652,000	48,500,000		11,649,000
62,836,000	56,551,000	5,500,000		785,000
324,334,000	249,452,000	60,000,000		14,882,000
387,170,000	306,003,000	65,500,000		15,667,000
60,000,000	41,666,000	13,700,000		4,634,000
261,180,000	174,120,000	65,200,000		21,860,000
173,766,000	125,670,000	35,900,000		12,196,000
494,946,000	341,456,000	114,800,000		38,690,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
180,000	25,302,000			△ 25,122,000
142,257,200	54,227,615			88,029,585
142,437,200	79,529,615			62,907,585
4,000	△ 428,000	5,100,000		△ 4,668,000
58,544,300	54,999,000	24,300,000		△ 20,754,700
58,548,300	54,571,000	29,400,000		△ 25,422,700
4,846,000	36,426,000	3,500,000		△ 35,080,000
80,955,400	36,220,000	41,900,000		2,835,400
85,801,400	72,646,000	45,400,000		△ 32,244,600
	1,666,000	13,700,000		△ 15,366,000
480	11,413,000	65,200,000		△ 76,612,520
51,130,320	32,501,000	13,900,000		4,729,320
51,130,800	45,580,000	92,800,000		△ 87,249,200

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告します。

令和2年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.69)	— (17.69)	7.5 (25.0)	48.8 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における早期健全化基準

2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における経営健全化基準



綾監第45号

令和2年8月20日

綾瀬市長 古塩政由様

綾瀬市監査委員 見上正信

綾瀬市監査委員 比留川政彦

令和元年度綾瀬市財政健全化審査の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度綾瀬市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年度綾瀬市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査期間

令和2年7月16日から令和2年8月11日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	令和元年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (▲5.23) 赤字はありません	12.69
連結実質赤字比率	— (▲6.06) 赤字はありません	17.69
実質公債費比率	7.5	25.0
将来負担比率	48.8	350.0

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示 (▲は黒字)

イ 資金不足比率 (単位：%)

区 分	令和元年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— (▲4.7) 資金不足はありません	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「—」と表示 (▲は黒字)

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。